

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、「**住民税均等割非課税世帯**」と「**令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯**」を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

村が確認書または申請書を受理した
日の翌々週金曜日が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯は2種類あります！
まず、次の3つの項目についてご確認ください！

- 1. 令和3年12月10日時点で、東通村に住民登録がある
- 2. 世帯全員が、令和3年度住民税均等割非課税の世帯である
- 3. 世帯全員が、住民税が課税されている者の扶養親族ではない

1～3の全てに該当する場合

該当しない項目が1つ以上ある場合

住民税非課税世帯として
給付の対象となります。
詳細については裏面に掲載しております。

裏面をご参考ください

次の事項についてご確認ください！

- 令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯の全員が住民税非課税相当になる世帯（※）である。
※世帯全員それぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入×12ヶ月）が住民税非課税水準以下に減少した世帯

該当する場合

該当しない場合は
対象外となります

家計急変世帯として 申請が必要です！

家計急変世帯に関する給付の手続きや必要書類等の詳細については
「**広報ひがしどおり3月号**」に掲載予定です。

申請受付期間：令和4年3月1日（火）～3月31日（木）

*申請受付状況により、期間の延長を検討します。

申請書の配布：広報3月号への折込のほか、**税務住民課窓口**で**2月21日**から
配布します。

○事前に相談が必要な方は税務住民課へご連絡ください（☎27-2111内線141,142）

「住民税非課税世帯」給付金の受給手続き

対象世帯：令和3年度住民税（均等割）が全員非課税の世帯

○世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、東通村企画課から、給付内容や確認事項が記載された「確認書」が届きます（2月中旬発送予定）。
- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ、返信用封筒により東通村に返信してください。



○世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 該当する世帯は申請が必要です。ご案内文書を送付しますので、ご記入のうえ必要な書類を添付し、返信用封筒により提出してください。

◎「確認書」の内容について

「確認書」の確認事項や記入事項は下記のとおりです

○給付金の振込口座番号の確認または記入

昨年度の「特別定額給付金」を受領している場合は、あらかじめ、その際の口座情報を印字しております（昨年度受領していない場合は空欄）のでご確認ください。

*印字されている口座以外の口座を希望する場合、または口座欄が空欄の場合は、受取口座記入欄に世帯主名義の口座情報を記入し、金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳等のコピーを確認書の裏面に貼付してください

○世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと

○世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

○世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号の各欄は、必ず記入してください

確認書返送期限

○令和4年3月31日（木）到着分で一旦締め切りとさせていただきます

*確認書が届きましたら、お早めに返送してください

*返送状況により、期限の延長を検討する予定です

住民税非課税世帯給付 お問い合わせ先

○東通村 企画課

☎0175-27-2111

（内線：241）

家計急変世帯給付申請 お問い合わせ先

○東通村 税務住民課

☎0175-27-2111

（内線：141,142）

住民税の課税情報 お問い合わせ先

○東通村 税務住民課

☎0175-27-2111

（内線：141,142）

！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに青森県・東通村役場や国・村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。